

# 証 2 5 乙

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（第三条関係）	3
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	4
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）（第五条関係）	5
○ 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（第六条関係）	6
○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）	8
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）（抄）（第八条関係）	10
○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）（第九条関係）	13
○ 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）（抄）（第十条関係）	14
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第十一条関係）	17
○ 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）（抄）（第十二条関係）	19
○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）（抄）（第十三条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）（第十五条関係）	27
○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）（第十六条関係）	28
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）（第十七条関係）	30
○ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）（抄）（第十八条関係）	36
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）（第十九条関係）	37
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第二十条関係）	39
○ 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）（抄）（第二十一条関係）	43

- 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）（第二十二條關係） 48
- 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）（第二十二條關係） 49
- 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）（第二十三條關係） 50
- 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）（抄）（第二十四條關係） 52
- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）（抄）（第二十五條關係） 56
- 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四條の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）
- （抄）（第二十五條關係） 57
- 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）（抄）（第二十六條關係） 58
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十七條關係） 60
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二十八條關係） 70
- 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）（第二十九條關係） 82
- 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）（第三十條關係） 83
- 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）（第三十一條關係） 84
- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（第三十二條關係） 88
- 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）（第三十三條關係） 91
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）（第三十四條關係） 94
- 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）（第三十五條關係） 99
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（第三十六條關係） 101
- 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）（第三十七條關係） 102
- 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）（抄）（第三十八條關係） 105
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第三十九條關係） 107
- 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）（抄）（第四十條關係） 113



- 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）（第四十一条関係） 115
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）（抄）（第四十二条関係） 118
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）（第四十三条関係） 120
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）（抄）（第四十四条関係） 123
- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第四十五条関係） 127
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）（第四十六条関係） 129
- 健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）（第四十七条関係） 140
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十八条関係） 142
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）（第四十九条関係） 153
- 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第五十条関係） 212
- 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）（第五十一条関係） 326
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第五十二条関係） 376
- 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（抄）（第五十三条関係） 379
- 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）（第五十四条関係） 381
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十五条関係） 385
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十六条関係） 415
- 地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）（第五十七条関係） 433
- 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）（第五十八条関係） 438
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）（第五十九条関係） 439
- 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）（第六十条関係） 442
- 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）（抄）（第六十一条関係） 443
- 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）（附則第十四条関係） 445

○ 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) (抄) (附則第十五条関係)	446
○ 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) (抄) (附則第十五条関係)	448
○ 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) (抄) (附則第十五条関係)	450
○ 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) (抄) (附則第十五条関係)	452
○ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄) (附則第十六条関係)	454
○ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄) (附則第十七条関係)	456
○ 戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) (抄) (附則第十八条関係)	458
○ 国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) (抄) (附則第十九条関係)	459
○ 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第三十一号) (抄) (附則第二十条関係)	460
○ 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) (抄) (附則第二十一条関係)	461
○ 鉱業法 (昭和二十五年法律第二百八十九号) (抄) (附則第二十一条関係)	462
○ 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第八十五号) (抄) (附則第二十一条関係)	463
○ 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和二十六年法律第二百四十六号) (抄) (附則第二十一条関係)	464
○ 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) (抄) (附則第二十一条関係)	465
○ 特定多目的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号) (抄) (附則第二十一条関係)	466
○ 特許法 (昭和三十四年法律第二百一十一号) (抄) (附則第二十一条関係)	467
○ 意匠法 (昭和三十四年法律第二百五号) (抄) (附則第二十一条関係)	468
○ 商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄) (附則第二十一条関係)	469
○ 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) (抄) (附則第二十一条関係)	470
○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚(だな)の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法 (昭和五十三年法律第八十一号) (抄) (附則第二十一条関係)	471
○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律 (昭和六十年法律第三十三号) (抄) (附則第二十一条関係)	472
○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) (抄) (附則第二十一条関係)	473

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）（附則第二十二條關係）	474
○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）（附則第二十一條關係）	475
○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）（附則第二十一條關係）	476
○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）（附則第二十一條關係）	477
○ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）（附則第二十二條關係）	478
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）（附則第二十三條關係）	479
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）（附則第二十三條關係）	481
○ 保険業法（平成七年法律第五百五号）（抄）（附則第二十三條關係）	483
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）（抄）（附則第二十三條關係）	487
○ 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十二号）（抄）（附則第二十三條關係）	490
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第二十四條關係）	492
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）（附則第二十五條關係）	494
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）（附則第二十六條關係）	496
○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十七條關係）	498
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）（附則第二十八條關係）	499
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十九條關係）	502
○ 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十号）（抄）（附則第三十條關係）	505
○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）（附則第三十一條關係）	507
○ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）（抄）（附則第三十二條關係）	508
○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百四号）（抄）（附則第三十三條關係）	515
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）（附則第三十四條關係）	516
○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）（附則第三十五條關係）	518
○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）（附則第三十六條關係）	519

- マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）（附則第三十七条関係） 520
- 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）（附則第三十八条関係） 522
- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（附則第三十九条関係） 523
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）（附則第四十条関係） 525
- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）（附則第四十一条関係） 527
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）（附則第四十二条関係） 528
- 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（抄）（附則第四十三条関係） 529
- 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）（附則第四十四条関係） 530
- 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）（抄）（附則第四十五条関係） 532
- 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（附則第四十六条関係） 533
- 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）（附則第四十七条関係） 535
- 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）（附則第四十八条関係） 537
- 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）（附則第四十九条関係） 539
- 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）（抄）（附則第五十条関係） 541
- 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）（附則第五十一条関係） 542
- 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）（附則第五十二条関係） 544
- 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）（抄）（附則第五十二条関係） 545
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十三条関係） 547
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十四条関係） 567
- がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十一号）（抄）（附則第五十五条関係） 579
- 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（抄）（附則第五十六条関係） 580
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）（附則第五十七条関係） 581
- 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）（抄）（附則第五十八条関係） 582

- 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）（抄）（附則第五十九条関係） 583
- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）（抄）（附則第六十条関係） 585
- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）（抄）（附則第六十一条関係） 598
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）（附則第六十三条関係） 602
- 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）（附則第六十四条関係） 628
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六十五条関係） 629
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第六十六条関係） 631
- デジタル庁設置法（令和三年法律第 号）（抄）（附則第六十七条関係） 632
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第六十八条関係） 634
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）（附則第六十九条関係） 635
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）（附則第七十条関係） 637

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人番号カード（<u>第十六条の二―第十八条の二</u>）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 <u>機構処理事務等の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の十三）</u></p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人番号カード（<u>第十七条・第十八条</u>）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第六章の二 <u>機構処理事務の実施に関する措置（第三十八条の二―第三十八条の七）</u></p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～13（略）</p> <p>14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例</p>



事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

第九条 (略)

254 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいづれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第五号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

第九条 (略)

254 (略)

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいづれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(提供の要求)

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)の提供を求めることができる。

### 第三章 個人番号カード

#### (個人番号カードの発行等)

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

#### (個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、前条第一項の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者が本人であることを確認するための措置として、政令で定める措置をとらなければならない。

#### 2・3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しな

### 第三章 個人番号カード

#### (新設)

#### (個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、前条の政令で定める措置をとらなければならない。

#### 2・3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。)に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合

なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

558 (略)

(個人番号カードの発行に関する手数料)

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 (略)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十二号に規定する場合を除く。)

三 (略)

四 一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。)における従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下こ

においては、前項の規定を準用する。

558 (略)

(新設)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 (略)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十一号に規定する場合を除く。)

三 (略)

(新設)

の号において同じ。)であつた者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五〇十七 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならぬ。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第

四〇十六 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 (略)

2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならぬ。

一・二 (略)

(情報提供用個人識別符号の取得)

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)は、情報提供用個人識別符号(第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理し、及び当該特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下この条及び第四十五条の二第

一項において同じ。)を内閣総理大臣から取得することができる。

254 (略)

5 第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。

)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 (略)

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。))において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第

一項において同じ。)を内閣総理大臣から取得することができる。

254 (略)

5 第十九条(第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。

)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第五号及び第十二号から第十六号までに係る部分に限る。)の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 (略)

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。))において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第

二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等

二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等



事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報に当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第八号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第九号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報に当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四（略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三、第三十八条の三の二第二項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六・七（略）

2～5（略）

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一～四（略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第三十八条の三及び第四十五条の二第一項において同じ。）の方式

六・七（略）

2～5（略）

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等にに従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条
(略)	(略)	(略)
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等にに従事する者は、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条
(略)	(略)	(略)
読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

第三十五条	(略)	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替える字句
報の提供先	(略)	当該保有個人情報	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号	

第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

第三十五条	(略)	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替える字句
報の提供先	(略)	当該保有個人情報	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号	

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 (略)	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するための番 号	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記 録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護 法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第 二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しな いものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用について は、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p> <p>読み替えられる 字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十 五年法律第二十七号）第二十三条 第三項（同法第二十六条において 準用する場合を含む。）に規定す る記録に記録された同法第十九条 第八号に規定する情報照会者及び 情報提供者又は同条第九号に規定 する条例事務関係情報照会者及び 条例事務関係情報提供者</p>
--------------	------------------	---	--	--

第三十五条 (略)	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するための番 号	<p>3 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記 録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護 法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第 二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しな いものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用について は、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p> <p>読み替えられる 字句</p> <p>読み替える字句</p>	<p>の利用等に関する法律（平成二十 五年法律第二十七号）第二十三条 第三項（同法第二十六条において 準用する場合を含む。）に規定す る記録に記録された同法第十九条 第七号に規定する情報照会者及び 情報提供者又は同条第八号に規定 する条例事務関係情報照会者及び 条例事務関係情報提供者</p>
--------------	------------------	---	--	--



<p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）</p>
--	-----------------------	----------------	--

<p>読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>号の利用等に関する法律第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条理事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）</p>
--	-----------------------	----------------	--



(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人情報 報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法 律第十九条第八号に規定す る情報提供者又は同条第九 号に規定する条理事務関係 情報照会者(当該訂正に係 る同法第二十三条第一項及 び第二項に規定する記録に 記録された者であつて、当 該開示請求を受けた者以外 のものに限る。)

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十五号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ

(略)	(略)	(略)
第三十五条	当該保有個人情報 報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続にお ける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法 律第十九条第七号に規定す る情報提供者又は同条第八 号に規定する条理事務関係 情報照会者(当該訂正に係 る同法第二十三条第一項及 び第二項に規定する記録に 記録された者であつて、当 該開示請求を受けた者以外 のものに限る。)

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十四号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ

の他の総務省令で定める情報（以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2  
(略)

（機構の役職員等の秘密保持義務）

第三十八条の三の二 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三十八条の八 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二の規定により機構が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）

の他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2  
(略)

（新設）

（新設）

第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2| 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一| 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）
- 二| 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項
- 三| 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項
- 四| その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

第三十八条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一| 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二| 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達

（新設）

成すためとるべき措置

三 其他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第三十八条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等)

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度に

(新設)

(新設)

における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2| 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3| 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4| 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

5| 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかったときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）

（新設）

（新設）

（戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例）



第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものである）であつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

259 (略)

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 (略)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第七号又は第八号の規定により提供するものとして法務省令で定めるもの）であつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

259 (略)

(新設)

第五十二条の二 (略)

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一〇六の二（略）	（略）
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費の調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八〇十二（略）	（略）
十三 削除	
十四〇三三三の二（略）	（略）
三三三の三 都道府県知事	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務

第五十六条 第四十八条から第五十二条の二までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

別表第一（第九条関係）

一〇六の二（略）	（略）
七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八〇十二（略）	（略）
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四〇三三三の二（略）	（略）
（新設）	

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二(第十九条、第二十一条関係)			
三十四 市町村長		知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	であつて主務省令で定めるもの
三十五～五十三 (略)		(略)	
五十四 地方公務員災害補償基金		地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
五十五～八十一 (略)		(略)	
八十二 削除			
八十三～九十九 (略)		(略)	

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二(第十九条、第二十一条関係)			
三十四 市町村長		知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
三十五～五十三 (略)		(略)	
五十四 地方公務員災害補償基金		地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
五十五～八十一 (略)		(略)	
八十二 厚生労働大臣		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
八十三～九十九 (略)		(略)	

一〇九 (略)	十 市町村長	(略)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	都道府県知事	(略)	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人
一〇九 (略)	十 市町村長	(略)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	都道府県知事	(略)	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人

	二十一 削除	十一～二十 (略)			
長	二十ニ～二十六 (略)	(略)	地方税法その他 の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例又は森林環 境税及び森林	医療保険者又 は後期高齢者 医療広域連合 法務大臣	医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
	都道府県知事	(略)		戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	障害者関係情報で

	二十一 厚生労働大臣	十一～二十 (略)			
長	二十ニ～二十六 (略)	(略)	地方税法その他 の地方税に 関する法律及 びこれらの法 律に基づく条 例又は森林環 境税及び森林	医療保険者又 は後期高齢者 医療広域連合	医療保険給付関係 情報であつて主務 省令で定めるもの
	市町村長	(略)		市町村長	住民票関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
	都道府県知事	(略)		都道府県知事 等	生活保護関係情報 又は中国残留邦人 等支援給付等関係 情報であつて主務 省令で定めるもの

三十 社会福祉 協議会	二十八・二十九 (略)	社会福祉法に よる生計困難 者に対して無 利子又は低利 で資金を融通	(略)	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	市町村長	環境譲与税に 関する法律に よる地方税又 は森林環境税 の賦課徴収に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	あつて主務省令で 定めるもの	あつて主務省令 で定めるもの
	(略)								
三十 社会福祉 協議会	二十八・二十九 (略)	社会福祉法に よる生計困難 者に対して無 利子又は低利 で資金を融通	(略)	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	市町村長	環境譲与税に 関する法律に よる地方税又 は森林環境税 の賦課徴収に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	あつて主務省令で 定めるもの	あつて主務省令 で定めるもの
	(略)								



する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		都道府県知事等	市町村長
戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	

する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

厚生労働大臣 又は都道府県 知事	都道府県知事	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	社会福祉協議 会
特別児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの	母子及び父子並び に寡婦福祉法によ る資金の貸付けに 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	社会福祉法による 生計困難者に対し て無利子又は低利 で資金を融通する 事業の実施に関す る情報であつて主 務省令で定めるも の

厚生労働大臣 又は都道府県 知事	都道府県知事	
特別児童扶養手当 関係情報であつて 主務省令で定める もの	母子及び父子並び に寡婦福祉法によ る資金の貸付けに 関する情報であつ て主務省令で定め るもの	

百二の二 市町 村長	三十一～百二 (略)	健康増進法に よる健康増進 事業の実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	健康増進法に よる健康増進 事業の実施に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	市町村長	健康増進法による 健康増進事業の実 施に関する情報で あつて主務省令で 定めるもの
百八 都道府県 知事又は市町 村長	百三～百七 (略)	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情

百八 都道府県 知事又は市町 村長	百三～百七 (略)	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律によ る自立支援給	市町村長	児童福祉法による 障害児通所支援に 関する情報、地方 税関係情報、住民 票関係情報、介護 保険給付等関係情
(新設)	三十一～百二 (略)			市町村長	住民票関係情報、 児童手当関係情報 又は介護保険給付 等関係情報であつ て主務省令で定め るもの

百九く百十二	(略)	(略)	(略)	<p>付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>都道府県知事</p> <p>厚生労働大臣 又は日本年金機構</p> <p>都道府県知事 又は中国残留邦人等 生活保護関係情報 等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
百九く百十二	(略)	(略)	(略)	<p>付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>都道府県知事</p> <p>厚生労働大臣 又は日本年金機構</p> <p>都道府県知事 又は中国残留邦人等 生活保護関係情報 等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>

百十四〜百二十 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給</p>	<p>都道府県知事等 市町村長</p>	<p>生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報は主務省令で定めるもの</p>
百十四〜百二十 (略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>百十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給</p>	<p>市町村長</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報は主務省令で定めるもの</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

一〇六（略）	（略）	一〇六（略）	（略）
七（略）	（略）	六の二（略）	（略）
八 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	七 都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九・十（略）	（略）	八・九（略）	（略）
十一 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり	（新設）	





三十九 (略)	(略)	三十九 (略)
	〔による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの〕	
三十八 厚生労働大臣	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)	
三十七 (略)	(略)	
(削る)		
三十二～三十六 (略)	(略)	
	事務であつて主務省令で定めるもの	
三十一 国税庁長官	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
合会	あつて主務省令で定めるもの	
三十 日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
二十九 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)による税理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
	する事務であつて主務省令で定めるもの	
二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第百二十六号)による診療放射線技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
二十二～二十七 (略)	(略)	
(削る)		
二十・二十一 (略)	(略)	

二十七 (略)	(略)	二十七 (略)
(新設)		
二十六 (略)	(略)	
二十五 削除		
二十一～二十四 (略)	(略)	
(新設)		
(新設)		
(新設)		
十四～十九 (略)	(略)	
十三 削除		
十一・十二 (略)	(略)	

四十一	厚生労働大臣	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）
四十	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十九	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十八	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十七	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十六	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十五	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十四	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十三	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十二	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十一	厚生労働大臣	（略）	（略）
三十	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十九	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十八	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十七	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十六	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十五	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十四	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十三	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十二	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十一	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十	厚生労働大臣	（略）	（略）
十九	厚生労働大臣	（略）	（略）
十八	厚生労働大臣	（略）	（略）
十七	厚生労働大臣	（略）	（略）
十六	厚生労働大臣	（略）	（略）
十五	厚生労働大臣	（略）	（略）
十四	厚生労働大臣	（略）	（略）
十三	厚生労働大臣	（略）	（略）
十二	厚生労働大臣	（略）	（略）
十一	厚生労働大臣	（略）	（略）
十	厚生労働大臣	（略）	（略）
九	厚生労働大臣	（略）	（略）
八	厚生労働大臣	（略）	（略）
七	厚生労働大臣	（略）	（略）
六	厚生労働大臣	（略）	（略）
五	厚生労働大臣	（略）	（略）
四	厚生労働大臣	（略）	（略）
三	厚生労働大臣	（略）	（略）
二	厚生労働大臣	（略）	（略）
一	厚生労働大臣	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（略）	（略）
二十八	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十七	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十六	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十五	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十四	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十三	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十二	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十一	厚生労働大臣	（略）	（略）
二十	厚生労働大臣	（略）	（略）
十九	厚生労働大臣	（略）	（略）
十八	厚生労働大臣	（略）	（略）
十七	厚生労働大臣	（略）	（略）
十六	厚生労働大臣	（略）	（略）
十五	厚生労働大臣	（略）	（略）
十四	厚生労働大臣	（略）	（略）
十三	厚生労働大臣	（略）	（略）
十二	厚生労働大臣	（略）	（略）
十一	厚生労働大臣	（略）	（略）
十	厚生労働大臣	（略）	（略）
九	厚生労働大臣	（略）	（略）
八	厚生労働大臣	（略）	（略）
七	厚生労働大臣	（略）	（略）
六	厚生労働大臣	（略）	（略）
五	厚生労働大臣	（略）	（略）
四	厚生労働大臣	（略）	（略）
三	厚生労働大臣	（略）	（略）
二	厚生労働大臣	（略）	（略）
一	厚生労働大臣	（略）	（略）

								療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	六十九〜七十五 (略)							(略)
	七十六 全国社会保険 労務士会連合会							社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	七十七 厚生労働大臣							柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	七十八 (略)							(略)
	七十九 厚生労働大臣							視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	八十 (略)							(略)
	八十一 (略)							(略)
	八十二〜八十五 (略)							(略)
	八十六 厚生労働大臣							社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働大臣								臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)

	四十九〜五十五 (略)							(略)
	(新設)							
	(新設)							
	五十六 (略)							(略)
	五十六の二 (略)							(略)
	五十七〜六十 (略)							(略)
	(新設)							
(新設)								

八十八	厚生労働大臣	( )による臨床工学技士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十九	(略)	(略)
九十	厚生労働大臣	救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一	厚生労働大臣	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二	(略)	(略)
九十三	都道府県知事	介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百一	厚生労働大臣	精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百二	厚生労働大臣	言語聴覚士法(平成九年法律第三百三十二号)

(新設)		
(新設)		
(新設)	六十一の二 (略)	(略)
(新設)	六十二	(略)
(新設)	六十八	(略)
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
百三十二（略）	（略）	（略）	（略）
百三十一 文部科学大臣又は厚生労働大臣	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）
百二十六～百三十（略）	（略）	（略）	（略）
百二十五（略）	（略）	（略）	（略）
百二十一～百二十四（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（略）	（略）	（略）
百十五～百二十（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（略）	（略）	（略）
百十三・百十四（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（略）	（略）	（略）
百三～百十二（略）	（略）	（略）	（略）
による言語聴覚士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの			

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
別表第二（第十九条、第二十一条関係）			
九十九（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）
九十四～九十八（略）	（略）	（略）	（略）
九十三の二（略）	（略）	（略）	（略）
九十～九十三（略）	（略）	（略）	（略）
八十九 削除	（略）	（略）	（略）
（削る）	（略）	（略）	（略）
八十三～八十八（略）	（略）	（略）	（略）
八十二 削除	（略）	（略）	（略）
八十一～八十二（略）	（略）	（略）	（略）
七十九 削除	（略）	（略）	（略）
（削る）	（略）	（略）	（略）
六十九～七十八（略）	（略）	（略）	（略）



十九 都道府県	栄養士法によるもの 省令で定める であつて主務 に関する事務 に關する事務 であつて主務 省令で定める もの	法務大臣	戸籍関係情報であ るもの
十八 厚生労働 大臣	あん摩マツサ ージ指圧師、 はり師、きゅ う師等に関する 法律による あん摩マツサ ージ指圧師、 はり師又はき ゆう師の免許 に関する事務 であつて主務 省令で定める もの	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
十九 都道府県	栄養士法によるもの 省令で定める であつて主務 に関する事務 に關する事務 であつて主務 省令で定める もの	法務大臣	戸籍関係情報であ るもの
十九 都道府県	栄養士法によるもの 省令で定める であつて主務 に関する事務 に關する事務 であつて主務 省令で定める もの	法務大臣	戸籍関係情報であ るもの

(新設)	(新設)	九 十六 (略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

知事	栄養士の免 許に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの	つて主務省令で定 めるもの
二十 厚生労働 大臣	栄養士法によ る管理栄養士 の免許に関す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
二十一 (略)	(略)	(略)
二十二 (略)	(略)	(略)
二十三 二十五 (略)	(略)	(略)
二十六 厚生労働大臣	医師法による 医師の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるもの	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの
法務大臣		

(新設)			
十六の二 (略)	(略)	(略)	(略)
十六の三 (略)	(略)	(略)	(略)
十七 十九 (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)			

<p>三十一 厚生労働大臣</p>	<p>歯科衛生士法による歯科衛生に関するもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十九 都道府県知事</p>	<p>保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十八 厚生労働大臣</p>	<p>保健師助産師看護師法による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十七 厚生労働大臣</p>	<p>歯科医師法による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>法務大臣</p>	<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>			
<p>(新設)</p>			
<p>(新設)</p>			
<p>(新設)</p>			

四十四～四十七	四十三 日本税 理士会連合会	三十一 (略)	三十一 (略)	三十一 (略)	生士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の
(略)	税理士法によ る税理士の登 録に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの	(略)	(略)	(略)	
(略)	法務大臣	法務大臣	(略)	(略)	
(略)	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	(略)	(略)	めるもの
		四十二 厚生労 働大臣	診療放射線技 師法による診 療放射線技師 の免許に関す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	三十二～四十一 (略)	

三十二～三十五	(新設)	(新設)	二十一 削除	三十一 (略)	
(略)			(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	

七十 厚生労働大臣	五十二 ～ 六十九 (略)		五十 (略)	五十 厚生労働大臣		四十九 厚生労働大臣	四十八 (略)	(削る) (略)
薬剤師法による薬剤師の免	(略)	るもの 務省令で定め 務であつて主 許に関する事 検査技師の免 律による臨床 等に関する法 臨床検査技師	(略)	法務大臣		歯科技工士法 による歯科技 工士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	(略)	
法務大臣	(略)		(略)			法務大臣	(略)	
戸籍関係情報であつて主務省令で定	(略)		(略)	戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの		戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	

(新設) (略)	三十九 ～ 五十六 (略)		三十八 (略)	(新設)		(新設)	三十六 削除 (略)	(略)
	(略)		(略)				(略)	
	(略)		(略)				(略)	
	(略)		(略)				(略)	

九十一 全国社会保険労務士会	八十七〜九十 (略)	八十六 (略)		八十五 厚生労働大臣	七十二〜八十四 (略)	七十一 (略)	
社会保険労務士法による社	(略)	(略)	許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
法務大臣	(略)	(略)		法務大臣	(略)	(略)	
戸籍関係情報であつて主務省令で定	(略)	(略)		戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	(略)	めるもの

(新設)	七十〜七十三 (略)	六十九の二 (略)		(新設)	五十七〜六十九 (略)	五十六の二 (略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	



<p>百六 厚生労働大臣</p>	<p>九十四〜百五 (略)</p>	<p>九十三 厚生労働大臣</p>	<p>九十二 厚生労働大臣</p>	<p>会連合会</p>
<p>社会福祉士及び介護福祉士</p>	<p>(略)</p>	<p>の 令で定めるもの あつて主務省 関する事務で 練士の免許に による視能訓 練士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の</p>	<p>の 令で定めるもの あつて主務省 関する事務で 復師の免許に による柔道整 復師の免許に あつて主務省 令で定めるも の</p>	<p>会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>法務大臣</p>	<p>(略)</p>	<p>法務大臣</p>	<p>法務大臣</p>	
<p>戸籍関係情報であつて主務省令で定</p>	<p>(略)</p>	<p>めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>めるもの 戸籍関係情報であつて主務省令で定めるもの</p>	<p>めるもの</p>
<p>(新設)</p>	<p>七十四〜八十五 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
	<p>(略)</p>			
	<p>(略)</p>			
	<p>(略)</p>			

百九 厚生労働 大臣	救急救命士法 による救急救 の	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定	百八 厚生労働 大臣	義肢装具士法 による義肢装 具士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	百七 厚生労働 大臣	臨床工学技士 法による臨床 工学技士の免 許に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの		法による社会 福祉士又は介 護福祉士の登 録に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの		めるもの
(新設)				(新設)				(新設)							

百十 (略)	命士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	百十一 (略)	介護保険法に よる介護支援 専門員の登録 に関する事務 であつて主務 省令で定める もの	百二十二 (略)	精神保健福祉 士法による精 神保健福祉士 の登録に関す る事務であつ	百二十一 (略)	厚生 労働大臣	百二十 都道府 県知事	介護保険法に よる介護支援 専門員の登録 に関する事務 であつて主務 省令で定める もの
(略)		(略)		法務大臣	法務大臣	(略)		(略)	
(略)	めるもの	(略)	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	(略)	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	(略)		(略)	

八十五の二 (略)		八十六 九十四 (略)	(新設)	九十五 (略)	(新設)
(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	

百二十三 厚生 労働大臣	二百二十四～百三十一 (略)	百三十一 (略)	百三十二～百四十四 (略)	百四十五 (略)	百四十六～百五十一 (略)	百五十一 (略)	文部 科学大臣又は 厚生労働大臣	言語聴覚士法 による言語聴 覚士の免許に 関する事務で あつて主務省 令で定めるも の	法務大臣	戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの	て主務省令で 定めるもの
							法務大臣				
							戸籍関係情報であ つて主務省令で定 めるもの				

(新設)	九十六～百二 (略)	百二の二 (略)	百三～百十五 (略)	百十五の二 (略)	百十六～百二十 (略)	(新設)					

あつて主務省  
令で定めるも  
の

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 行政機関個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における</p>

迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人



4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二十一条に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 5（略）

（情報提供等の記録）

第二十三条（略）

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 個人情報保護法第七十八条（個人情報保護法第二百三十三条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二（略）

（削る）

「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 5（略）

（情報提供等の記録）

第二十三条（略）

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二（略）

三 第三十一条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めると

三 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 (略)

2 3 4 (略)

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 (略)

#### 第二節 個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百三十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一项第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人

き。

四 第三十一条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 (略)

2 3 4 (略)

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 (略)

#### 第二節 行政機関個人情報保護法の特例等

(行政機関個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は

情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第六十九条第一 項	法令に基づく 場合を除き、 利用目的以外 の目的	利用目的以外の目的（独立行政法人 等にあつては、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律（平成二十五年法 律第二十七号）第九条第五項の規定 に基づく場合を除き、利用目的以外 の目的）
第六十九条第二 項	自ら利用し、 又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第六十九条第二 項第一号	本人の同意が あるとき、又 は本人に提供 するとき	人の生命、身体又は財産の保護のた めに必要がある場合であつて、本人 の同意があり、又は本人の同意を得 ることが困難であるとき

、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 行政機関個人情 報保護法の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく 場合を除き、 利用目的	利用目的
第八条第二項	自ら利用し、 又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第八条第二項第 一號	本人の同意が あるとき、又 は本人に提供 するとき	人の生命、身体又は財産の保護のた めに必要がある場合であつて、本人 の同意があり、又は本人の同意を得 ることが困難であるとき

項	第八十九条第二	項	第八十九条第四
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
配慮しなければならない。	配慮しなければならない。	配慮しなければならない。	配慮しなければならない。
この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。	この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別する

第十條第一項及び第三項	第十二條第二項	第十三條第二項、第二十八條第二項及び第三十七條第二項	第十四條第一号、第二十七條第二項及び第三十六條第二項	第二十六條第二項
総務大臣	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	配慮しなければならない
個人情報保護委員会	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)	代理人	代理人	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第九十八條第一 項第二号	第六十九條第 一項及び第二 項又は第七十 一条第一項	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	第九十八條第一 項第一号	又は第六十九 条第一項及び 第二項の規定 に違反して利 用されている とき	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第三十条第一項の規定により読み 替えて適用する第六十九條第一項及 び第二項（第一号に係る部分に限 る。）の規定に違反して利用されて いるとき、同法第二十条の規定に違 反して収集され、若しくは保管され ているとき、又は同法第二十九条の 規定に違反して作成された特定個人 情報ファイル（同法第二条第九項に 規定する特定個人情報ファイルとい う。）に記録されているとき	ための番号の利用等に関する法律第 三十條第一項の規定により読み替え て適用する第八十九條第二項の規定 の例により、当該手数料を減額し、 又は免除することができる
-----------------	-------------------------------------	---	-----------------	--	--	--

第三十六條第一 項第二号	第八條第一項 及び第二項	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	第三十六條第一 項第一号	又は第八條第 一項及び第二 項の規定に違 反して利用さ れているとき	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律（平成二十五年法律第二十七号） 第三十条第一項の規定により読み替 えて適用する第八條第一項及び第二 項（第一号に係る部分に限る。）の 規定に違反して利用されているとき 、同法第二十条の規定に違反して収 集され、若しくは保管されていると き、又は同法第二十九条の規定に違 反して作成された特定個人情報ファ イル（同法第二条第九項に規定する 特定個人情報ファイルという。）に 記録されているとき	
-----------------	-----------------	---	-----------------	--	---	--

<p>第二百二十三條第三項の規定により読み替えて適用する第九十八條第一項第二号</p>	<p>第二百二十三條第三項の規定により読み替えて適用する第九十八條第一項第二号</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第二項の規定により読み替えて適用する第十八條第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九條の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイル（以下「<u>ファイル</u>」）に記録されているとき</p>
<p>第十八條若しくは第十九條の規定に違反して取り扱われているとき</p>	<p>第十八條若しくは第十九條の規定に違反して取り扱われているとき</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十條第二項の規定により読み替えて適用する第十八條第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九條の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九條の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二條第九項に規定する特定個人情報ファイル（以下「<u>ファイル</u>」）に記録されているとき</p>
<p>第十九條</p>	<p>第十九條</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九條</p>

(削る)

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

2 | 独立行政法人等が保有する特定個人情報（第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を第二十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九條第二項第二号から第四号まで及び第二十

2) 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三項第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 る字句	読み替えられ 読み替える字句
---------------------------	-------------------

五条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 独立行政法人等 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3) 個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 る字句	読み替えられ 読み替える字句
---------------------------	-------------------



第十八条第一項	の規定	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第十八条第二項		あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第十八条第三項 第一号		法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第九条第五項の規定に基づく場合
第十八条第三項 第二号		本人	本人の同意があり、又は本人
第三十五条第三項		第二十七条第一項又は第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第十八条		十八号	律第十九条

（情報提供等の記録についての特例）

第三十一条 行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五

第十六条第一項	の規定	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条	前条
第十六条第二項		あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前	承継前
第十六条第三項 第一号		法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第九条第五項の規定に基づく場合
第十六条第三項 第二号		本人	本人の同意があり、又は本人
第三十条第三項		第二十三条第一項又は第二	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条
第十四条		十四号	律第十九条

（情報提供等の記録についての特例）

第三十一条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関して、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第三十三條、第三十四條及び第四章第三節

章第四節第三款の規定（みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定）は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
(削る)	(削る)	(削る)
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人情報保護委員会
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号	未成年者又は	代理人

第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第九十七条	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条
及び第二十七条第二項	成年被後見人の法定代理人	
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(新設)	(新設)	(新設)
第三十五条	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提

例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
自ら利用し、	自ら利用してはならない	

供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
自ら利用し、	自ら利用してはならない	

第九十七条	当該保有個人情報の提供先	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	又は提供してはならない
				(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

第三十五条	当該保有個人情報の提供先	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	第二十六條第二項	第十四條第一号及び第二十七條第二項	第十三條第二項及び第二十八條第二項	第十二條第二項及び第三項	第十条第一項及び第三項	又は提供してはならない
				未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	法定代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)	総務大臣	個人情報保護委員会

		(同法第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

(削る)

3 | 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第一項(同条第二項(第一号及び第四号(同項第一号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十六

		(同法第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

3 | 独立行政法人等が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

4 | 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保

条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第三項から第五項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第九十二条五條の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十九条第一項	読み替えられる個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	法令に基づく場合を除き、利用目的	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
(削る)	(削る)	(削る)	

有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項	読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	法令に基づく場合を除き、利用目的	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）	



	(削る)	(削る)	(削る)
第九十七条	当該保有個人情報 の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九条第八号 に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第九十七条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる
第八十九条第三 項	独立行政法人 等に対し開示 請求をする者 は、独立行政 法人等の定め るところによ り、手数料を 納めなければ ならない	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第九十七条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる	開示請求者及び開示請求を受けた 者
第八十六条第一 項	及び開示請求 者	開示請求者及び開示請求を受けた 者	開示請求者及び開示請求を受けた 者

第三十五条	当該保有個人 情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九条第八号 に規定する情報照会者若しくは情報 提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第三十五条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる	第十三条第二項 及び第二十八条 第二項	法定代理人	代理人
第二十六条第一 項	開示請求をす る者は、独立 行政法人等の 定めるところ により、手数 料を納めなけ ればならない	開示請求を受けた者は、行政手続に おける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第二十三 条第一項及び第二項（これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む。第三十五条において同 じ。）に規定する記録の開示を請求 されたときは、当該開示の実施に関 し、手数料を徴収することができる	開示請求者及び開示請求を受けた 者	第十四条第一号 及び第二十七条 第二項	未成年者又は 成年被後見人 の法定代理人	代理人
第二十三条第一 項	及び開示請求 者	開示請求者及び開示請求を受けた 者	開示請求者及び開示請求を受けた 者	第二項	未成年者又は 成年被後見人 の法定代理人	代理人

係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定

係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報

個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができ。

(戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

254 (略)

5 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部

報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができ。

(戸籍関係情報作成用情報に係る行政機関個人情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第七号又は第八号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号をその内容に含むものをいう。以下この項において同じ。）の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

254 (略)

5 第十九条（第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部

分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 (略)

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)」において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条第十二号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第五号、第十二号及び第十四号から第十六号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 (略)

8 戸籍関係情報作成用情報については、行政機関個人情報保護法第四章の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十四号」とあるのは「第四十五条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)」において準用する第十九条第十四号」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第四十五条の二第二項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供等の記録）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>一 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項）の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。</p> <p>（ ）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 特定個人情報の保護</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条―第三十二条の二）</p> <p>第六章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（情報提供等の記録）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>一 個人情報保護法第七十八条（個人情報保護法第二百二十三条第二項）の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。（ ）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p>



(削る)

二 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条第一項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一项第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 (略)

(研修の実施)

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条の二において同じ。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第二百二十三条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一项第二号に規定する独立行政法人等とみなされる個人情報保護法別表第二に掲げる法人(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、個人情報保護法第六十九条第二项第二号から第四号まで及び第八十八条の規

十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法その他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	読み替える字句
第八十九条第三項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第五項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、

定は適用しないものとし、個人情報保護法その他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	読み替える字句
第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第八十九条第四項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、



第八十九条第八項	定める	又は免除することができる
(略)	(略)	<p>定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>
<p>第二百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項第一号</p>	<p>第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報</p>

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
<p>第二百二十三条第三項の規定により読み替えて適用する第九十条第一項第一号</p>	<p>第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項、第二項及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）若しくは第十九条の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報</p>

第百二十五条第 三項の規定によ り読み替えて適 用する第九十八 条第一項第二号	第二十七条第 一項又は第二 十八條	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	報ファイル（同法第二条第九項に規 定する特定個人情報ファイルとい う。）に記録されているとき
---	-------------------------	---	--

2 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる個人情報保護法第五十八条第二項各号に掲げる者（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
---------------------------	---------------	---------

第百二十三条第 三項の規定によ り読み替えて適 用する第九十八 条第一項第二号	第二十七条第 一項又は第二 十八條	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律第十九条	報ファイル（同法第二条第九項に規 定する特定個人情報ファイルとい う。）に記録されているとき
---	-------------------------	---	--

2 個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報保護法第五十八条第二項の規定により個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構（次条第三項において「みなし個人情報取扱事業者」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十八条第三号から第六号まで、第二十条第二項及び第二十七条から第三十条までの規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
---------------------------	---------------	---------

(略)	(略)	(略)
第十八条第三項 第一号	法令(条例を 含む。以下こ の章において 同じ。)に基 づく場合	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律(平成二十五年法律第二十七号) 第九条第五項の規定に基づく場合
(略)	(略)	(略)

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等を含む。)が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定(みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定)は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十九条第三 項	配慮しなけれ ばならない	配慮しなければならない。この場合 において、行政機関の長及び地方公

(略)	(略)	(略)
第十八条第三項 第一号	法令に基づく 場合	行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法 律(平成二十五年法律第二十七号) 第九条第五項の規定に基づく場合
(略)	(略)	(略)

(情報提供等の記録についての特例)

第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等を含む。)が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定(みなし独立行政法人等については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定)は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる 個人情報保護法 の規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第八十九条第二 項	配慮しなけれ ばならない	配慮しなければならない。この場合 において、行政機関の長は、経済的

<p>項 第八十九条第八</p>		<p>項 第八十九条第五</p>
<p>定める</p>		<p>定める</p>
<p>定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額</p>	<p>、又は免除することができる</p>	<p>、又は免除することができる</p>
<p>(新設)</p>		<p>項 第八十九条第四</p>
<p>(新設)</p>		<p>定める</p>
<p>(新設)</p>	<p>、又は免除することができる</p>	<p>困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる</p>

第九十七条	当該保有個人情報の提供先	し、又は免除することができる 内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）
個人情報保護法 読み替えられる 個人情報保護法 る字句	読み替えられる 読み替えられる 読み替える字句	2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十七条	当該保有個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限る。）
個人情報保護法 読み替えられる 個人情報保護法 る字句	読み替えられる 読み替えられる 読み替える字句	2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

の規定	(略)	(略)
第八十九条第三項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(略)	(略)	(略)

3 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第一項（同条第二項（第一号及び第五号）（同項第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七條から第六十九條第一項まで、第七十六条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第四項から第六項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第九十二条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の規定	(略)	(略)
第八十九条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
(略)	(略)	(略)

3 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第一項（同条第二項（第一号及び第四号）（同項第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七條から第六十九條第一項まで、第七十六条から第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第三項から第五項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第九十二条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六條第一項まで及び第六十七條から第六十九條第一項までの規定）は、行政機関等、地方公共団体及び地方独立行政法人以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	第八十九条第四項	独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第九十七条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
読み替えられる字句	(略)	第九十七条	当該保有個人情報	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外

読み替えられる個人情報保護法の規定	(略)	第八十九条第三項	独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第九十七条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
読み替えられる字句	(略)	第九十七条	当該保有個人情報	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条 例事務関係情報照会者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）



のものに限る。

(削る)

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十二条 (略)

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

のものに限る。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十二条 地方公共団体は、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の保護を図るための連携協力)

第三十二条の二 (略)

(指導及び助言)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、地方公共団体又は地方独立行政法人における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があるとき、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすること

とができる。